政令第八号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第五条第三項から第五項まで及び第十八条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第十条）
第二章　経過措置（第十一条・第十二条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「後期高齢者支援金等（」を「後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（」に、「）及び」を「）並びに」に改める。

第二十九条中「を除く。）から」を「及び法第百五十二条の二に規定する出産育児交付金（以下「出産育児交付金」という。）の額を除く。）から」に、「を除く。）の」を「及び出産育児交付金の額を除く。）の」に改める。

第四十四条の四を第四十四条の七とし、第七章中同条の前に次の三条を加える。

（出産育児交付金）

第四十四条の四　各年度の出産育児交付金は、当該年度の法第百五十二条の二に規定する出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する高齢者の医療の確保に関する法律の規定の読替え）

第四十四条の五　法第百五十二条の六の規定により高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定を準用する場合においては、同法第四十一条（見出しを含む。）中「保険者」とあるのは「健康保険組合」と、同法第四十二条第一項中「、各保険者」とあるのは「、各保険者（健康保険（日雇特例被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者をいう。）の保険を除く。）の保険者としての全国健康保険協会及び健康保険組合をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

（健康保険組合の合併等の場合における出産育児交付金の額の算定の特例）

第四十四条の六　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二条第一項から第四項までの規定は、法第百五十二条の六において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条の規定による出産育児交付金の額の算定の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の見出し	保険者	健康保険組合
第二条第一項	保険者、	健康保険組合、
	保険者又は解散をした保険者	健康保険組合又は解散をした健康保険組合
	承継した保険者	承継した健康保険組合
	成立保険者等	成立健康保険組合等
第二条第一項第一号	保険者	健康保険組合
	債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務	債権
第二条第一項第二号及び第三号	保険者	健康保険組合
	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロに	イに
第二条第二項の表以外の部分	成立保険者等	成立健康保険組合等
	法第三十三条第一項ただし書	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十二条の三第一項ただし書
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
第二条第二項の表	保険者	健康保険組合
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
第二条第三項	成立保険者等	成立健康保険組合等
第二条第四項の表以外の部分	成立保険者等	成立健康保険組合等
	法第三十三条第一項ただし書	健康保険法第百五十二条の三第一項ただし書
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金
第二条第四項の表	保険者	健康保険組合
	概算前期高齢者交付金	概算出産育児交付金
	確定前期高齢者交付金	確定出産育児交付金

第四十六条第一項中「含み、」の下に「出産育児交付金の額並びに」を加え、同条第二項中「を除く」を「及び出産育児交付金の額を除く」に改める。

第六十五条第一項第一号イ中「額（」の下に「出産育児交付金（」を加え、「これ」を「出産育児交付金及び前期高齢者交付金）の額」に改める。

第六十七条第三項中「見込額（」の下に「出産育児交付金（」を加え、「これ」を「出産育児交付金及び前期高齢者交付金）の額」に改める。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（法附則第二条の二の規定による国庫負担）

第六十八条の二　法附則第二条の二の政令で定める組合は、第六十五条第一項第一号ロに規定する健康保険組合とする。

2　国は、毎年度、連合会に対し、当該年度における前項に規定する健康保険組合を対象とする法附則第二条第一項の交付金の交付に要する費用の一部について、当該年度の予算で定める額を負担する。